令和6年度(令和5年中の所得) 市民税・県民税の申告が必要な方チェック表





スタート 所得税の還付のために確定申告、又は損失申告をしますか? 外国で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない年金 の支給がありますか? 公的年金等の収入金額(複数の年金を受給している場合は、その合計額)が 400 万円以下ですか? 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額は・・・ 0 円 20 万円以下 20 万円超 次の①、②のいずれかに該当しますか? 税額計算の結果、納付すべき 所得税額がありますか? ① 昭和34年1月1日以前の生まれで、 ・扶養親族がなく、収入額が155万円以下である。 ・扶養親族があり、収入額が211万円以下である。 ② 昭和34年1月2日以降の生まれで、 ・扶養親族がなく、収入額が105万円以下である。 市民税・県民税の申告は不要です ・扶養親族があり、収入額が171万円以下である。 所得税の確定申告をすることで、 ※扶養親族の数が、公的年金等の源泉徴収票に記 市民税・県民税の申告も済ませた 載されている必要があります。 こととなります。 確定申告について、詳しくは所沢 税務署 (04-2993-9111) へお問合 せください。 生命保険料控除等の各種控除の申告 を、市民税・県民税上でしますか?

市民税・県民税の申告は 不要です

市民税・県民税の申告が必要です

申告について詳しくは、所沢市ホームページ内の「市民税・ 県民税の申告について」のページをご覧ください。